

「議会改革等に関する特別委員会」委員長報告

平成23年3月25日

第1回定例会最終日 本会議

それでは、ただいまから、議会改革等に関する特別委員会の調査報告をさせていただきます。

議会改革等に関する特別委員会は、平成21年12月9日、12月定例会において設置し、議員全員を委員として活動を始めました。

この特別委員会には、全体会のほか3つの分科会を設け、「高山市議会のあるべき姿」や「基本理念」、「議員の責務」、「議会機能」、「議員定数・選挙区のあり方」、さらに「議会基本条例」などについて、各分科会の調査を踏まえて全体会を開催し、議員全員で議論を深めながら調査研究を行ってきました。

これまでに38回の特別委員会、89回の分科会、連絡調整を行うために11回の小委員会をそれぞれ開催し、市民の皆さんに公開で議論を重ねてきたところです。

特別委員会の調査結果は、これまで4回の定例会において中間報告を行うとともに、議会改革の新たな取組みとして、平成22年11月1日に創刊しました「ぎかいだより」や市議会ホームページにより、市民の皆様にお知らせしてきました。本日は、その内容も含めて最終的な調査研究結果としてご報告いたします。

まず、最初に、特別委員会では、「高山市議会のあるべき姿」について議論し、「広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会」をめざしていくことを全員で合意しました。

次に、「基本理念」「議員の責務」「活動原則」について合意し、その調査研究の中で、「委員会活動を中心とした政策形成サイクル」について合意し、議会として新たな取組みを始めることとしました。

これは、常任委員会や特別委員会などの活動の充実を図り、議会の監視機能や政策提言機能を向上させて、広大な市域の市民の皆様のご意見を政策に反映させる仕組みをつくろうとするものです。その具体的な取組みとして広報広聴委員会を設置するとともに、議員が6つのグループを作って市内の全地域を訪ね、市民意見交換会を開催いたしました。市民意見交換会は、今年の春と秋に開催いたしましたところ、延べ1,553人の市民の皆様にご参加いただいたところです。

市民意見交換会でいただいたご意見からは、分野ごとに重要な課題を抽出し、各委員会において現地調査を含めて調査研究を行うとともに、議員全員による「政策討論会」を開催してさらに議論を深め、その結果、市長に「緊急景気対策」と「火葬場の早期建設」の政策提言を行いました。また、主要事業の評価・点検により7件の議会提言を行い、先程議決されました新年度予算においても、議会の政策提言が反映されておりますことは、議会改革の一つの成果でもあります。

次に、「議員定数・選挙区のあり方」についてであります。

さまざまな観点から調査研究を行うとともに、さらに厳しい社会情勢を踏まえて、連日議論を重ねた結果、選挙区については、「全市一区」とし、議員定数については、「24人」という合意に至り、昨年4月から5月の市民意見交換会を経て、最終的に6月定例会において決定をいたしました。

最終段階においては、全員一致には至りませんでした。市民の皆様のご不安を解消するよりよいシステムの構築に取り組むことにより、現行の36人から12人削減し、「24人の全市一区」とすることで、決定した次第であります。

次に、新興自動車(株)から高山市が提訴されました「水路付け替え工事に係る損害賠償請求事件」について、ご報告いたします。

今回の損害賠償請求事件は、「市政のあり方」並びに「高山市議会のあるべき姿」が問われる案件であり、議会改革の根幹に関わる重要課題であるとの認識に立ち、市政に対する監視機能を果たすとともに、議会の議決責任のあり方について考察するため、新たに分科会を設置して調査検討をいたしました。

特別委員会では、参考人招致や所管事務調査などの分科会の調査報告を踏まえ

て議員全員で議論し、調査結果をまとめるに至ったものであります。

この調査報告書は、市議会ホームページにも掲載しておりますが、議会では、調査報告書において「原因究明の総括」を行って「市に求める再発防止策」を示し、市としての事件の検証や具体的な再発防止策を講じるよう求めました。また、議会としての対応策についても明示し、今後、二度とこうした事案が発生することのないよう対策を講じております。

それでは、最後に、「議会改革等に関する特別委員会」の集大成ともいえます、「高山市議会基本条例」の制定について、ご報告申し上げます。

議会基本条例の制定についても、分科会が中心となって進め、その調査研究をもとに全体会で議論を重ねてきましたが、その内容にはすべての分科会や広報広聴委員会の調査結果、そして、特別委員会で議論を重ねました数多くの合意事項が反映されております。

議会基本条例では、「基本理念」や「議会と議員の活動原則」、「議員の責務」、「議会と市民、市長の関係」などを明確にし、市民意見交換会や広報広聴委員会、市民参加についても明確に位置付けました。また、議決事件の追加や議会審議における明確な論点情報の整理、政策討論や委員会における政策提言、更には市長の反問権なども掲げております。

議会基本条例については、本日、議員発議で提案することとなっておりますが、この条例制定が市民の皆様の負託に応えるべく、「わかりやすく開かれた」新たな高山市議会の第一歩となることを確信しております。

なお、「議会改革等に関する特別委員会」の活動に対してご理解・ご協力いただきました、町内会をはじめ市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

今後も「高山市議会のあるべき姿」に向かって、さらに議会改革を推進いたしますことを申し述べまして委員長報告といたします。